

住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 住民年金係 🕿 476-1111 (126)

◆ 20 歳になったら国民年金に加入しましょう【住民年金係】

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどに年金を支給し、 思いがけない人生の『万が一』もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

■義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳未満のすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

■加入の手続き

学生や自営業者などの第1号被保険者となる方は、お住まいの市町村役場で直接、手続きをしてください。 サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険 者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

■保険料の猶予・免除

学生の方や、収入が少ないために国民年金保険料の納付が出来ない場合は、申請により保険料の納付が猶予・ 免除となる『学生納付特例制度』、30歳未満の方を対象とした『若年者納付猶予制度』などがあります。

この制度は、申請を行わないで国民年金保険料が未納となっていると、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

■年金手帳は大切に保管を!

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や納付状況などがこの番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

【お問い合せ先】

鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 役場 住民環境課 住民年金係 ☎ 476-1111 (内線 126)



農業振興センターからのお知らせ

| 問 農業振興センター 農林振興課 🕿 476-1111(営農推進係 168)

◆新たに就農された方々へ【営農推進係】

大崎町では有能な農業人材を育成・確保し、新規就農者の就農促進や定着を図ることを目的として、以下の方を対象に補助金を交付しております。



【対象者】

平成24年度までに就農された方で、大崎町に居住し、就農計画に基づき一定規模の農地又は施設等の保有予定者及び1年以上の農業経験を有し、次のいずれかの要件を満たす方

(1) 新規学卒者 (2) 新規参入者 (概ね 45 歳以下) (3) Uターン者 (概ね 45 歳以下) ※以前、新規就農奨励補助金の交付を受けた方は対象外です。

【申請期限】

補助金の交付を希望される方は、平成 25 年 1 月 31 日 (木) までに上記の連絡先へご連絡ください。



学校や少年団を 訪問してくれたんだよ。 赤田選手と松山選手と 榎田選手でしょー。



3人のプロ野球選手 が帰郷してたねー。